議案第１３５号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（経営体育成基盤整備事業第二国分東地区）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

（提案理由）

土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（中山間地域型）第二国分東地区　東牟田換地区）の施行に伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするものである。

（経営体育成基盤整備事業（中山間地域型）第二国分東地区　東牟田換地区）

変更後		左に包括される区域		
大字名	字　名	大字名	字　名	地　　番
国分 敷根	東牟田	国分 敷根	川原田	1747、1748の1、1748の3、1754、1755、1757、1763の1
				上記の区域に隣接する水路である市有地の全部及び1757、1763の1に介在する道路に隣接する水路である市有地の全部